

夢のプレゼント2

ニッセイ指定通貨建生存給付金付変額保険(米ドル建・豪ドル建) **の発売について**
ニッセイ指定通貨建生存給付金付特別定期保険(定率のみ型)(米ドル建・豪ドル建)

日本生命保険相互会社(社長:清水博、以下「当社」)は、2019年10月から、「夢のプレゼント2(ニッセイ指定通貨建生存給付金付変額保険、ニッセイ指定通貨建生存給付金付特別定期保険(定率のみ型))」を全国の銀行等、提携金融機関および代理店にて発売します。

当商品は、これまで全国の銀行等提携金融機関および代理店において販売し、ご好評をいただきました「夢のプレゼント」を進化させた後継商品です。これまで提供していた「円で目標設定タイプ」「そのまま受取タイプ」に加えて、運用実績連動部分を0とし、定率部分のみで運用を行う「円で目標設定(定率のみ)タイプ」を選択できるようになりました。

なお、毎年の契約応当日に被保険者が生存していた場合に支払われる給付金(生存給付金)の受取人に、契約者以外の方を指定できる商品(贈与型商品)の中で、変額部分(運用実績連動部分)の有無を選択できる商品は業界初です。

今後も引き続き、お客様の視点に立ち、お客様のニーズにきめ細かくお応えできる魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

「夢のプレゼント2」の主なポイント

業界初

I. 「円で目標設定タイプ」について、変額部分の有無が選択できます

- 従来の「円で目標設定タイプ」に加え、特約を付加することで、運用実績連動部分を0とし、定率のみでの運用を行う、「円で目標設定(定率のみ)タイプ」を追加しました。
- 贈与型商品の中で、変額部分の有無を選択できる商品性は業界初です(2019年9月時点、当社調べ)。

II. 「円で目標設定(定率のみ)タイプ」は、保険期間5年を選択できます

- 「円で目標設定(定率のみ)タイプ」を選択された場合のみ、保険期間5年がお選びいただけます(「そのまま受取タイプ」・「円で目標設定タイプ」を選択された場合はお選びいただけません)。
- 保険期間5年の契約年齢範囲は15歳から90歳までです。

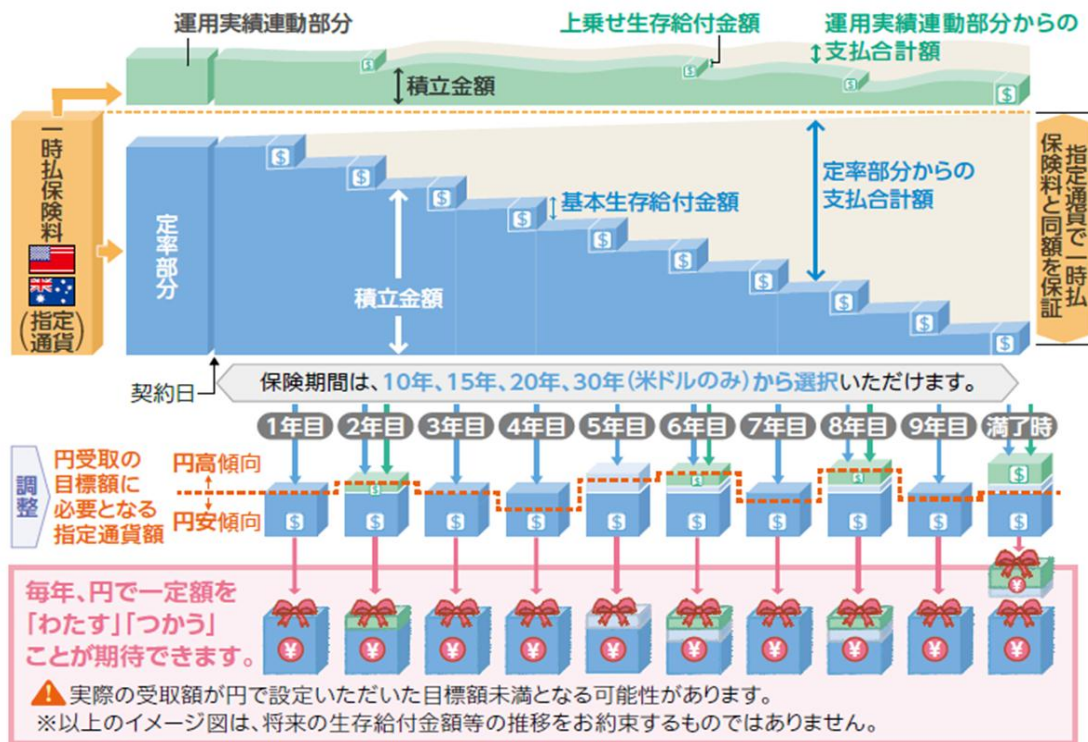
III. 解約時にかかる費用(解約控除率)が小さくなります

- 解約時にかかる費用(解約控除率)が、一部の場合において、従来よりも小さくなります。
- 経過年数が9年以上の場合、解約時にかかる費用(解約控除率)は0です。

夢のプレゼント2の概要

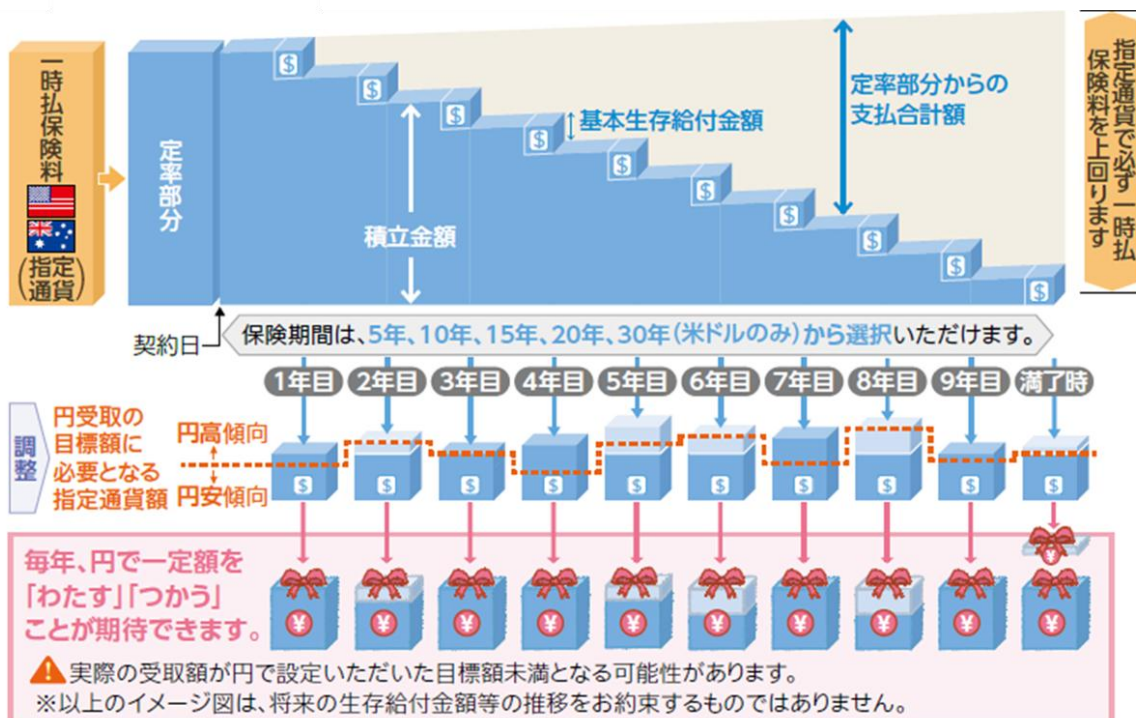
[1] 仕組図

<イメージ図> ニッセイ指定通貨建生存給付金付変額保険 ※円で目標設定タイプ、保険期間 10 年の例



<イメージ図> ニッセイ指定通貨建生存給付金付特別定期保険 (定率のみ型)

※円で目標設定 (定率のみ) タイプ、保険期間 10 年の例



〔2〕商品概要

		円で目標設定タイプ	円で目標設定 (定率のみ)タイプ	そのまま受取タイプ	
指定通貨		米ドル・豪ドル ※加入時に選択した通貨(指定通貨)は変更不可			
一時払 保険料	最低	米ドルで入金	3万米ドル		
		豪ドルで入金	3万豪ドル		
		円で入金	300万円		
	最高	7億円相当額			
保険期間と 被保険者の年齢範囲 (契約時の満年齢)		5年	取扱なし	15～90歳	取扱なし
		10年	15～85歳		
		15年	15～80歳		
		20年			
		30年	15～75歳(米ドルのみ)		
初期費用		なし			
解約控除		あり (保険期間5年:最大2%、保険期間10年以上:最大4%)			
告知		なし			
付加できる特約		<ul style="list-style-type: none"> ・円入金特約 ・円支払特約 ・外貨入金特約 ・円建目標生存給付金額指定特約 	<ul style="list-style-type: none"> ・円入金特約 ・円支払特約 ・外貨入金特約 ・円建目標生存給付金額指定特約 ・指定通貨建生存給付金付特別定期保険(定率のみ型)とする取扱に関する特約 	<ul style="list-style-type: none"> ・円入金特約 ・円支払特約 ・外貨入金特約 ・生存給付金円支払特約 	

※ 通貨・金利環境等によりお取り扱い範囲を変更する場合があります。

【この保険のご検討にあたって確認していただきたい事項】

○リスク

この保険には、次のようなリスクがあり、損失が生じる可能性がありますので、必ずご確認ください。

※ 「円で目標設定タイプ」、「そのまま受取タイプ」の場合は、(1)(2)(3)をご確認ください。

※ 「円で目標設定(定率のみ)タイプ」の場合は、(1)(2)をご確認ください。

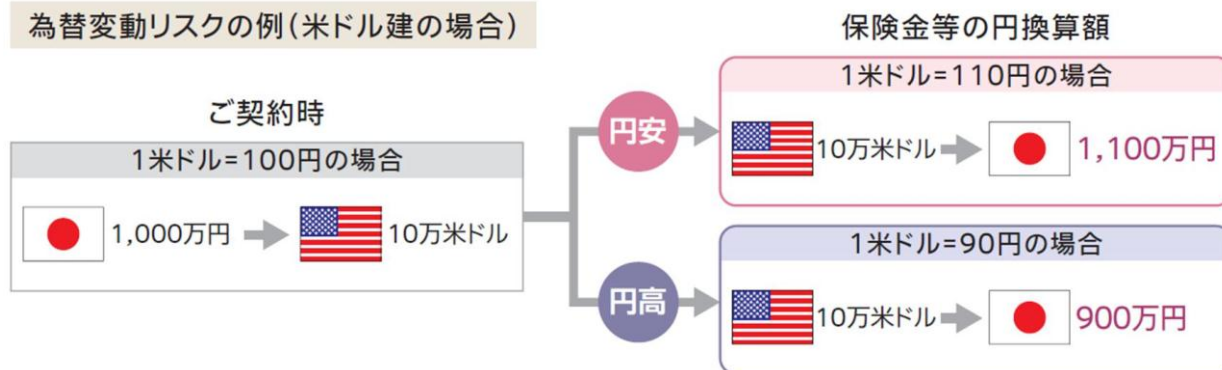
(1)為替変動リスク

生存給付金、死亡保険金、解約払戻金等は為替レートの変動の影響を受けます。

一為替レートが契約時から変動しなかった場合と比べ、保険金等を円に換算した額が少なくなることがあります。

—生存給付金・死亡保険金・解約払戻金等を円に換算した額の合計が、円払込金額または払込金額を責任開始日の円入金用為替レートで円に換算した金額を下回ることがあります。

為替変動リスクの例(米ドル建の場合)



(2)金利変動リスク

解約払戻金は市場金利調整により、市場金利の変動の影響を受けます。

—解約払戻金額と生存給付金支払合計額等の合計が一時払保険料を下回ることがあります。

定率部分は債券等への投資によって積立金額を増やす仕組みです。

債券は金利が上昇すると時価が減少します。解約払戻金の計算には、この債券の時価変動を反映させるため、市場金利調整を導入しています。

※市場金利の上昇により解約払戻金が減少している等のケースが想定されます。

市場金利の影響のイメージ



*使用する市場金利調整率については「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」をご確認ください。

なお、市場金利が契約時と同一である場合も、市場金利調整率により受取額は小さくなります。

(3)特別勘定資産の価格変動リスク

運用実績連動部分の積立金額は特別勘定で運用されるため、保険金等は様々な投資対象の価格の変動の影響を受けます。

—解約払戻金額と生存給付金支払合計額等の合計が一時払保険料を下回ることがあります。

投資対象については、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」をご確認ください。

○諸費用

ご契約に際して、お客様にご負担いただく諸費用は以下のとおりです。

なお、これらの費用の一部は将来変更される場合があります。

①定率部分にかかる費用

ご契約の締結・維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を指定通貨で最低保証するために必要な費用等（保険契約関係費）であり、積立利率を定める際にあらかじめ控除しています。

②運用実績連動部分にかかる費用

項目		費用	
保険契約関係費 [ご契約の締結・維持等に必要な費用ならびに 死亡保険金を最低保証するための費用]		特別勘定資産の総額に対して 年率 1.85%	
資産運用関係費	投資信託の信託報酬	投資信託の純資産総額に対して 年率 0.20% (税抜)	
	金融派生 商品の取引に かかる費用	助言報酬ならびに レバレッジ取引等に かかる費用	実際の運用金額に対して 年率 3.410%以内
		その他取引費用等	費用の発生前に金額や割合を 確定することが困難であるため、 表示できません。
	監査費用	投資信託の純資産総額に対して 年率 0.010%以内	
	信託事務の諸費用	費用の発生前に金額や割合を 確定することが困難であるため、 表示できません。	

③通貨の換算に関する費用

	1 通貨あたりの為替手数料
円を指定通貨に換算するとき	50 銭
指定通貨を円に換算するとき	
外貨入金特約を付加し、払込通貨から 指定通貨に換算するとき	払込通貨から円に換算するときに 25 銭、 更に円から指定通貨に換算するときに 25 銭

この為替手数料を加味した、通貨の換算に使用する為替レートについては「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」をご確認ください。

④解約をした場合の費用

保険期間中に解約した場合にかかる費用であり、解約払戻金額を計算する際、一時払保険料に経過年数別の解約控除率（下表）を乗じた金額を控除します。

保険期間 5 年

経過年数	0 年以上 1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満
解約控除率	2.0%	1.3%	0.7%	0.3%	0.1%

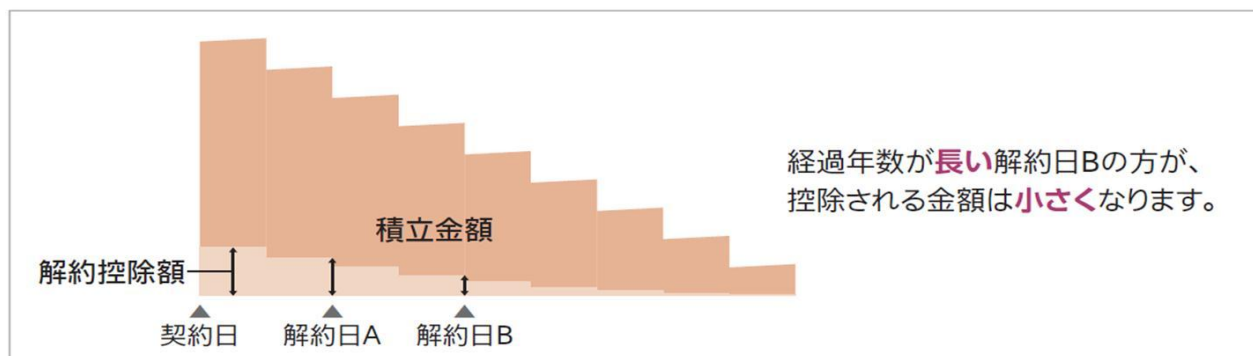
保険期間 10 年、15 年、20 年、30 年

経過年数	0 年以上 1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満
解約控除率	4.0%	3.2%	2.6%	2.0%	1.4%
経過年数	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	8 年以上 9 年未満	
解約控除率	1.0%	0.6%	0.4%	0.2%	

※保険期間 10 年、15 年、20 年、30 年の場合、契約後 9 年目の契約応当日以降は、解約の費用はかかりません。

解約控除の影響のイメージ

契約日からの経過年数が長くなるほど、解約控除率は下がります。



その他、取扱金融機関によって、別途送金手数料や引出し手数料等の諸手数料がかかる場合があります。詳しくは取扱金融機関の窓口にお問合せください。

※当資料は商品の概要を説明したものです。

※詳しいご検討にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」「例表または提案書」「ご契約のしおり一約款」を必ずご確認ください。

※販売愛称は取扱金融機関により異なる場合があります。

※一時払保険料は基本保険金額と同額となります（入金通貨と指定通貨が異なる場合、払込金額を指定通貨に換算して基本保険金額と定め、同額の一時払保険料の払込みがあったものとして取扱います）。

このため、一部の記載について「基本保険金額」を「一時払保険料」と記載しています。

以 上